

## イ 課税対象とならない軽油の数量等 (単位:人, ℓ)

		使用者数等	数 量		
法 第 百 五 四 四 係 条	輸 出	1	52,400		
	課 税 済	37	32,681,369		
	小 計	38	32,733,769		
	前 年 比 ( % )	82.6	96.6		
				使用者1人 あたりの数量	業種別割合
法 第 百 四 四 条 の 六 及 び 法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 関 係	石 油 化 学 製 品 製 造 業	1	180,000	180,000	0.53%
	船 舶	568	1,979,719	3,485	5.78%
	自 衛 隊	2	158,000	79,000	0.46%
	鉄 道 用 又 は 軌 道 用 車 両	3	3,495,460	1,165,153	10.21%
	農 業 等	11,579	9,953,477	860	29.08%
	林 業 等	82	5,246,785	63,985	15.33%
	セメント製品製造業	16	259,930	16,246	0.76%
	生コンクリート製造業	1	7,210	7,210	0.02%
	電 気 供 給 業	2	3,707,200	1,853,600	10.83%
	地 熱 資 源 開 発 事 業	2	580,290	290,145	1.70%
	鉱 物 の 掘 採 事 業	47	5,164,072	109,874	15.09%
	と び ・ 土 工 工 事 業	8	217,300	27,163	0.63%
	鉱さいバラス製造業	-	-	-	-
	港 湾 運 送 業	4	413,460	103,365	1.21%
	倉 庫 業	4	49,370	12,343	0.14%
	貨物利用運送事業等	2	15,990	7,995	0.05%
航空運送サービス業	3	61,510	20,503	0.18%	
廃 棄 物 処 理 業	6	479,740	79,957	1.40%	
木 材 加 工 業	62	1,738,725	28,044	5.08%	
木 材 市 場 業	9	62,060	6,896	0.18%	
た い 肥 製 造 業	1	120,510	120,510	0.35%	
索 道 事 業	16	334,390	20,899	0.98%	
小 計	12,418	34,225,198			
前 年 比 ( % )	90.6	96.5			
合 衆 国 軍 隊 関 係 等	-	-			
合 計	12,456	66,958,967			
前年比(%)	90.6	96.6			

注 1 「使用者数等」は、法144条の5は特約業者数、法第144条の6及び法附則第12条の2の7は、平成30年2月末日現在において免税軽油使用者証の交付を受けている者の数である。

2 「数量」は、小数点以下を四捨五入しているため、表の内容と計が一致しない場合がある。